

○厚生労働省告示第三百十五号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第二に次のように加える。

五十七 FOLFEX6単独療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

大腸がん（七十歳以上の患者に係るものであって、切除が困難な進行性のもの又は術後に再発したものであり、かつステージⅣであると診断されたものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

- ① 専ら外科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
- ② がん治療認定医（一般社団法人日本がん治療認定医機構が認定したものをいう。以下同

じ。）又はがん薬物療法専門医であること。

③ FOLFEX療法について十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 外科又は腫瘍内科を標榜^{ほう}していること。

② 薬剤師が配置されていること。

③ 臨床検査技師が配置されていること。

④ 当直体制が整備されていること。

⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑦ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑧ がん治療認定医又はがん薬物療法専門医の研修施設であること。

⑨ 届出月から起算して六月が経過するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

⑩ 当該療養を実施した結果について、当該療養を実施している他の保険医療機関と共有する体制が整備されていること。

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

敗血症（一次感染が疑われるものであって、それによる入院から七十二時間以内の患者に係るものであり、かつ血液培養検査が陽性であるものに限る。）

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら内科に従事し、当該診療科について四年以上の経験を有すること。

② 感染症専門医又は総合内科専門医であること。

③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 内科を標榜^{ぽう}していること。

② 実施診療科において、感染症専門医又は総合内科専門医の医師が一名以上配置されていること。

③ 臨床検査技師が配置されていること。

④ 病床を二十床以上有していること。

⑤ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者

の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

- ⑥ 当直体制が整備されていること。
- ⑦ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑧ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑨ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
- ⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。
- ⑪ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。

第三に次のように加える。

- 四十五 F D Gを用いたポジトロン断層撮影によるアルツハイマー病の診断 アルツハイマー病
- 四十六 全身性エリテマトーデスに対する初回副腎皮質ホルモン治療におけるクロピドグレル硫酸塩、ピタバスタチンカルシウム及びトコフェロール酢酸エステル併用投与の大腿骨頭壊死発症抑制療法 全身性エリテマトーデス（初回の副腎皮質ホルモン治療を行っている者に係るものに限る。）

四十七 術前の T S — 1 内服投与、パクリタキセル静脈内及び腹腔内投与並びに術後のパクリタキ

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

セル静脈内及び腹腔内投与の併用療法 根治切除が可能な漿膜浸潤を伴う胃がん（洗浄細胞診により、がん細胞の存在が認められないものに限る。）